

令和7年度吹奏楽合同鑑賞会企画運営業務委託仕様書

1. 業務名称

令和7年度吹奏楽合同鑑賞会企画運営業務委託

2. 目的

生涯学習においては、市民一人ひとりが、主体的にその生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所で学習することができるよう、そのきっかけづくりが大切とされているところである。子どもたちに吹奏楽に親しむ機会を提供する本事業は、質の高い吹奏楽演奏を音楽専用ホール等で実施することにより、子どもたちに第一級の音楽にふれさせ、生涯にわたって芸術文化に親しめるよう、生涯学習の推進を図るとともに、社会に開かれた教育活動の一助とすることを目的とする。本事業は、「生涯学習大阪計画」に示された生涯学習の理念の実現や、学習指導要領に掲げられている「主体的・対話的で深い学び」の実現に資することが重要である。本事業では、以上の趣旨に沿い、吹奏楽を通じて子どもたちの情操を豊かにし、生涯学習の推進を図る吹奏楽合同鑑賞会を実施するものとする。

3. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4. 履行場所

大阪市内の音楽専用ホールの少なくとも2箇所を受注者において確保すること。12公演中4回は、音楽専用ホールへのアクセスに時間がかかるなどの理由でこれまで参加が難しかった学校園にも広く鑑賞する機会を確保する観点より、大阪市内の350席定員以上の区民センター等の多目的ホールでの履行も可とする。

5. 実施条件

(1) 企画内容

幼稚園・保育所等の未就学児童及び小学校児童向けの吹奏楽による音楽鑑賞会を開催すること。各回とも35人以上の演奏者による吹奏楽編成の公演とし、演奏を行う者については、これまでに音楽専用ホール等での演奏会への出演経験が複数回ある者とする。

また、所在の異なる少なくとも2会場で実施し、幅広く参加校園を募れるようにすること。なお、参加人数は8,000人程度を想定すること。

公演内容については、対象となる子どもが、音楽について興味関心を持つことができる楽曲を選曲するとともに、吹奏楽について親しみを持つことができるような演奏及び学習指導要領に掲げられている「主体的・対話的で深い学び」につながるプログラムを盛り込み、企画すること。

(2) 実施日および実施回数

- ・実施日：契約締結日から令和8年3月31日（火）までのうち6日以上
※幼稚園・保育所等及び小学校との調整を行い、各学校園の参加が見込める時期・曜日・時間帯とすること。
- ・実施回数：12公演以上（公演時間は50分程度を目安とすること）。

(3) 参加費

参加費（500円（税込）以内）を徴収することができる。徴収する場合、その収入

は、本業務実施にかかる経費に充当すること。

6. 業務内容

(1) 企画・実施業務

- ①公演内容にかかる企画立案、制作に関する事。
- ②公演の実施に関する事。
- ③出演交渉、出演契約に関する事。
- ④出演者（団体）にかかるプロフィール、写真等の収集に関する事。
- ⑤出演者との連絡調整に関する事。
- ⑥公演に必要な機材、備品、物品等の調達に関する事。

(2) 運営業務

- ①公演の問合せ対応に関する事。
- ②公演の進行管理（司会等含む）に関する事。
- ③受付案内に関する事。
- ④プログラム等配布物の配布に関する事。

(3) 会場関係

- ①会場の確保および使用にかかる契約、料金支払いに関する事。
- ②舞台及び客席等の設営・撤去に関する事。
- ③音響・照明に関する事。
- ④その他会場に関する事。

(4) 広報業務

- ①学校等向けの参加募集案内チラシの作成及び配布に関する事。
- ②プログラムの作成に関する事。
- ③その他広報に関する事。

(5) 参加者募集業務

- ①学校園向けに参加の募集を行う事。
- ②参加学校園の募集にかかる教育委員会との調整に関する事。
- ③参加希望学校園の受付に関する事。
- ④参加希望学校園の参加希望日・時間帯の調整に関する事。

(6) 参加費徴収

- ①参加費徴収にかかる各幼稚園・保育所等並びに小学校との渉外、集金及び精算に関する事。
- ②その他参加費の管理に関する事。

(7) 管理運営

- ①事業参加者の事故、使用会場や会場の備品の破損に対応できる損害保険に加入すること。
- ②公演の記録（実施内容がわかる写真）に関する事。
- ③楽譜使用料に関する事。
- ④著作権使用料に関する事。
- ⑤会場の警備・安全確保に関する事。

(8) 進捗管理

- ①実施状況、広報に関する状況、観客動員数等の報告に関すること。
- ②印刷物の提出に関すること。

(9) 検証業務

- ①合同鑑賞会参加校指導者に事業実施後アンケートを実施し、その結果の分析と効果検証を行うこと。
- ②質問内容等については、事前に本市担当者と協議を行うこと。

(10) その他

- ①教育委員会及び会場との連絡調整に関すること。
- ②参加対象となる、市内幼稚園・保育所等及び小学校との連絡調整に関すること。
- ③その他本業務の遂行に必要な事務・作業に関すること。

7. 業務報告

業務完了時は、業務完了通知書とともに業務報告書（A4版）を1部提出すること。
※業務報告書は、実施日時・場所・参加者数・出演者・曲目をはじめとした実施概要、収支計算書、当日配布資料、記録（写真）を含めて作成すること。

8. 再委託について

- (1) 業務委託契約書（経常型）第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ① 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により本市の承諾を得なければならない。
なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、本市は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと本市が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。
また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書（経常型）

第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

9. その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては発注者の指示に従うものとする。
- (2) 本業務にかかる協議、打合せ等の必要経費はすべて受注者の負担とする。
- (3) 本業務の遂行にあたっては、発注者と連絡調整を密に行い、円滑に業務を遂行すること。
- (4) 鑑賞会の企画や実施に関する経費など、本業務に関する一切の経費は、すべて契約金額に含まれるものとする。
- (5) 受注者は、従業者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務の遂行をするよう、適切な研修を実施すること。
- (6) 守秘義務として、本業務にあたり業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。